

**知的所有権登録局**  
**(ニカラグア)**  
**(指定官庁又は選択官庁)**

目 次

国内段階－概要	.....	収録済
国内段階の手続	.....	情報は現在準備中

指定（又は選択）官庁 N I	知的所有権登録局 (ニカラグア) 国内段階に入るための要件の概要	概 要 N I
国内段階に入るための期間	PCT第22条(1)に基づく期間：優先日から30箇月 PCT第39条(1)(a)に基づく期間：優先日から30箇月	
要求される国際出願の翻訳文の言語 <sup>1</sup>	スペイン語	
要求される翻訳文 <sup>1</sup>	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正したものの双方）・図面の中の説明・要約書  PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約書（それらのいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
国際出願の写しを要求されるか？	されない	
国内手数料	通貨：コルドバ・オーロ（NIO） 特許出願手数料 <sup>1</sup> …………… NIO 200  実用新案出願手数料 <sup>1</sup> …………… NIO 100	
国内手数料の免除，割引又は払戻し	自然人の出願について国内手数料は75%減額される	
国内官庁の特別の要件 （PCT規則51の2）	国際出願の願書に記載されていない場合には，発明者の氏名及びあて名 <sup>2,3</sup>  特許出願及び付与について出願人の資格宣言書 <sup>2,3</sup>  先の出願の優先権主張を行う出願人の資格宣言書 <sup>2,3</sup>  出願人の名称変更を証明する書類 <sup>3</sup>  国際出願の翻訳文3通 <sup>3</sup>  出願人がニカラグアに居住していない場合には，代理人の選任  代理人を選任する場合には委任状  該当すれば，電子形式によるヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト	

[次頁に続く]

- 1 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 2 対応する申立てが規則4.17に基づき行われていれば，この要件を満たすことができる。
- 3 PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさない場合，国内官庁は通知の受領の日から2箇月以内に要件を満たすよう出願人に求める。

---

**N I**                      **知的所有権登録局（ニカラグア）（続き）**                      **N I**

---

誰が代理人として行為できるか？                      ニカラグアで登録された代理人

---

国内官庁は優先権の回復請求を認めるか                      認める。国内官庁は当該請求に「故意ではない」及び「相当な  
(PCT規則49の3.2)?                      注意」の両方の基準を適用する。

---